

「恩納村物価高騰対策支援商品券事業」加盟店募集要領

1. 目的

本事業は、物価高騰の影響を受けている村民及び村内事業者を支援するとともに、地域内消費を喚起し、村内経済の活性化を図ることを目的とする。

- ① 物価高騰の影響を受けた全村民への生活支援
- ② 物価高騰の影響を受けた村内事業所への支援
- ③ 村内事業所等で利用できる商品券を発行し、村内経済の活性化を図る

2. 主 催：恩納村 恩納村商工会（業務委託）

3. 加盟店資格

恩納村商工会会員であり、本事業における商品券の取扱い対象商品・サービスを提供できる店舗等

4. 商品券利用期間

令和8年5月1日（金）～ 令和8年12月31日（木）

5. 換金申込期間

令和8年5月1日（金）～ 令和9年1月22日（金） 土日祝日を除く平日

受付時間：9：00～16：00（12：00～13：00を除く）

6. 換金申込窓口及び換金方法

- (1) 商品券を換金する加盟店は、商品券を商工会に持参し、所定の「換金申込書」により申し込むものとする。
- (2) 商工会は、「換金申込書」を確認後、原則として翌週末に貴社の指定口座に振込むものとする。
振込手数料は、当商工会が負担する。

7. 商品券の給付方法

- (1) 役場より世帯毎に送付又は配布（令和8年1月1日現在の住民が対象）

8. 商品券の名称及び内容

- (1) 恩納村物価高騰対策支援商品券と称し、1冊10,000円綴り（1,000円券×10枚）
- (2) 商品券の取扱ができる事業所は村内事業所であり、登録加盟店であること。
- (3) 加盟店は、登録後に配布する加盟店ステッカー及びのぼり等を店頭に掲示し、利用者に分かりやすく表示すること。
- (4) 商品券は、加盟店で取り扱う商品・サービス等の支払いを原則とする。
但し、不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務、公共料金等（電気、水道、ガス、携帯使用料他）の支払い、国税、地方税や使用料などの公租公課等には使用できないものとする。
- (5) 商品券を他人に売買することはできない。
- (6) 本商品券の利用に伴う釣銭の支払いや返金等は出来ないものとする。

9. 宣伝広報

本事業について広く商工会会員及び地域住民に周知するため、村及び商工会ホームページや、参加店ステッカー・ポスター・のぼり等の掲示を行うと共に、村広報紙等も活用周知する。

「恩納村物価高騰対策支援商品券」
加盟店登録申請書

恩納村商工会 宛

取扱店募集要領に基づき、加盟店になることを申請します。

★加盟店登録の
広報物・WEB等
に掲載されます。

※事業所名	フリガナ		
	チラシ等に掲載する店舗等の名称		★
※店舗所在地	フリガナ		★
※代表者	フリガナ		
※取扱商品			★
URL			★ (QRコード)
※電話番号			★
FAX 番号			
メールアドレス	※担当責任者名		
	※(担当者連絡先)		

※は必須記入項目です。

<振込先口座情報>

銀行名	銀行
本・支店名	本・支店
口座番号	普通／当座(番号)
口座名義	カタカナ記入

※個人情報の取扱について

この登録申請書に記載された個人情報については、恩納村商工会において商品券事業に関する業務の範囲内でのみ、利用・管理・保管されます。